

## ○大津市地域福祉文化交流センター条例

平成9年3月21日  
条例第1号

## (設置)

第1条 住民の交流を促進し、地域における自主的な福祉活動及び文化活動の振興を図るため、大津市地域福祉文化交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大津市立下龍華会館	大津市伊香立下龍華町584番地の157
大津市立坂本市民会館	大津市坂本六丁目33番19号
大津市立皇子が丘市民会館	大津市皇子が丘一丁目9番10号
大津市立昭和会館	大津市昭和町15番25号
大津市立田上会館	大津市稲津一丁目10番20号

## (事業)

第3条 センターは、[第1条](#)の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民の自主的な福祉活動及び文化活動に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 住民の生活上の諸問題の相談に関すること。
- (3) 人権啓発に関すること。
- (4) 隣保館活動に関すること。
- (5) その他地域における住民の福祉活動及び文化活動に関し市長が必要と認めること。

## (使用の許可)

第4条 [別表](#)に掲げる会議室等の施設(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 会議室等の使用の許可を受けることができる時間は、9時から21時までとし、[別表](#)に掲げる時間帯について許可を受けるものとする。ただし、会議室等を使用しようとする者が希望する場合には、毎時0分から始まる1時間を単位とする任意の時間帯について許可を受けることを妨げるものではない。

(平10条例45・一部改正)

## (使用の制限)

第5条 市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) [第1条](#)の目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(平14条例16・一部改正)

## (使用の許可の取消し)

第6条 市長は、会議室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

## (使用料)

第7条 会議室等の使用者は、使用の許可の際、[別表](#)に定める使用料を納付しなければならない。ただし、[第4条第2項](#)ただし書の規定により1時間を単位として使用の許可を受けたときは、[別表](#)に定める使用料の額をその使用時間帯の時間数で除して得た額(この額に10円未満の端数が生じたときはこれを10円に切り上げる。)を1時間当たりの使用料の額として、これに使用時間数を乗じた額を納付しなければならない。

(平10条例45・一部改正)

## (使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

## (使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条から第9条までの規定は、公布の

日から施行する。

(大津市地域総合センター条例の廃止)

- 2 大津市地域総合センター条例(昭和55年条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成10年12月22日条例第45号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

(大津市地域福祉文化交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 改正後の大津市地域福祉文化交流センター条例第4条、第7条及び別表の規定は、施行日以後の会議室等の使用及び当該使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用及び当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条、第7条関係)

(平10条例45・一部改正)

室名\使用時間	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで
会議室	400円	400円	400円
大会議室	900円	900円	900円
和室	100円	100円	100円
料理室	200円	200円	200円

備考

- この表中「大会議室」とは、大津市立坂本市民会館及び大津市立昭和会館の大会議室をいう。
- ガス器具を使用するときは、使用時間の区分の1区分につき、200円(第4条第2項ただし書の規定により1時間を単位として会議室等の使用の許可を受けたときは、その会議室等の使用時間1時間につき50円)を加算する。